

20210417_【緊急】【感染症情報】日本における新型コロナウイルス検査証明書の確認の厳格化について

【ポイント】

- 日本人帰国者を含む全ての日本入国者に対して求めている出国前 72 時間以内の検査証明書の確認が今後厳格化されます。
- 検査証明書の取得に際しては、可能な限り、日本の厚生労働省が指定するフォーマットを利用してください。

【本文】

1 4月19日から、日本人帰国者を含む全ての日本入国者に対して求めている出国前 72 時間以内の検査証明書（以下「検査証明書」という）の確認が厳格化されます。日本へご帰国・入国される方は、検査証明書の取得に際して、可能な限り、日本の厚生労働省が指定するフォーマットを利用していただきますようお願いします。

○日本厚生労働省（厚生労働省が指定する検査証明書のフォーマット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>

2 今後も任意のフォーマット（注：医療機関毎の所定のフォーマット）の利用は妨げられませんが、空港で搭乗手続き及び日本への入国の際に、確認のために時間がかかることがあり得るほか、場合によっては、搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないこととなりますので、ご留意願います。

○日本厚生労働省（検査証明書の提示について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

3 厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、日本での検査及び各航空会社に無効なものとして取り扱われます。なお、フィリピンの医療機関では、厚生労働省の指定するフォーマットへの記入を希望しない、または、採取検体「鼻咽頭ぬぐい液（Nasopharyngeal Swab）」、「唾液（saliva）」を希望しない場合、日本入国時に認められない鼻咽頭+咽頭(Nasopharyngeal and throat(swab/smear))の検査証明書が発給される場合がありますので、ご留意願います。

○日本厚生労働省（検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間））

<https://www.mhlw.go.jp/content/000769425.pdf>

【関連情報】

- 日本国厚生労働省ホームページ
(水際対策に係る新たな措置について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
(検査証明書の提示について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
(厚生労働省が指定する検査証明書のフォーマット)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf>
(検査証明書の要件について(検体、検査方法、検査時間))
<https://www.mhlw.go.jp/content/000769425.pdf>
- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)
日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ(日本国政府の発表・関連情報等(日本へ入国・帰国をご予定の方))
https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00310.html

(問い合わせ窓口)

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)
日本国内から：0120-565-653
海外から：+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

- 出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)
電話：(代表) 03-3580-4111(内線 4446、4447)

- 在セブ日本国総領事館
住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City
電話：(市外局番 032) 231-7321
FAX：(市外局番 032) 231-6843
ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：(市外局番 02) 8551-5710

FAX：(市外局番 02) 8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：(市外局番 082) 221-3100

FAX：(市外局番 082) 221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html